

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

【憲法】

【問題】 次の文章を読み、下の各設問（１）・（２）に答えなさい。

A市議会の議員Xは、初当選以来、たびたび議場で注目を集めていた。新人議員研修を欠席したかと思えば、本会議の場で突然大声をあげ、議長に対しても「市民感覚からかけ離れている」といった無礼な発言を繰り返すなど、その振る舞いは議会内外で話題になっていた。議長はこれまでもXに対して口頭注意を行ってきたが、改善は見られなかった。

そうしたなか、Xが所属する教育民生委員会で、市内外の施設を訪問する視察旅行の実施が計画された。市の財政状況が厳しいなかでの出費に強い疑問を抱いたXは、委員会で「このような視察は今は控えるべきだ」と主張し、届出もないまま視察を欠席した。XはSNSでも「議員の慰安旅行のような視察は市民感覚に反する」と発信し、一部市民からの支持を集める一方、議会内部では「議会の合意形成を乱す独断的行為だ」と反発を招いた。

議会運営委員会は、この欠席行為を問題視した。すなわち、本件視察旅行はA市議会会議規則（以下「本件規則」）に基づく公務であるにもかかわらず、Xが正当な理由なく欠席したと判断した。本件規則90条は、委員会の委員が事故などで出席できない場合には、理由を付して開議時刻までに委員長に届け出なければならないと定めている。さらに、A市議会議員政治倫理要綱（以下「本件要綱」）は、議員に対して地方自治の本旨にのっとり職責を果たす義務を課している（2条3項）。そして、この要綱に違反した場合には、議長は必要な措置をとることができることとされ、その運用は議会運営委員会に委ねられている（11条）。これらの規定に基づき、議会はXに対して議員辞職勧告決議（以下「本件決議」という）を行った。なお、辞職勧告決議は法的な強制力をもたず、議会の意思表示にすぎない。

本件決議については、メディアも大きく取り上げ、市民の間でも賛否が分かれた。「議会の秩序を守る当然の判断だ」と評価する声がある一方、「市民の代表である議員を排除するのは、市民の声を封じることにならないか」という疑問も広がった。SNS上では「X議員のやり方は乱暴だが、議会がやりすぎている」という意見も少なくなかった。

こうした状況のなかで、A市長Yは定例記者会見において、本件決議について質問を受けた。市長は「X議員は日ごろから議会の品位を貶めるような言動を繰り返している。それはまるで猿以下の振る舞いであり、A市議会の社会的評価を低下させているのではないかと述べ（以下「本件発言」）、辛辣に批判した。

【設問】

- （１） Xは、本件決議及び本件発言が、自身に対する名誉毀損にあたり精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項の規定に基づき、A市に対し、慰謝料の支払いを求める裁判を起こした。この訴訟提起に対して、A市は、そもそも本件決議及び本件発言が裁判に適切かどうか疑問を抱いている。A市はいかなる主張をなすべきか、関連する判例を指摘して用いながら論じなさい。（20点）
- （２） （１）でA市が行った主張に、Xがいかなる反論をなすべきか論じなさい。（30点）

【資料】

<A 市議会議員政治倫理要綱>

第2条 議員は、市民の負託を受けた代表者として、法令を遵守し、市政に関する権能と責務を深く自覚するとともに、自らの行動を厳しく律して、政治倫理の向上に努めなければならない。

② 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、市民の信頼に値するより高い倫理義務に徹し、その品位の保持に努めなければならない。

③ 議員は、地方自治の本旨に従って、議員本来の職責を果たさなければならない。

④ 議員は、次条に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合は、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

1 市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと。

(以下略)

第11条 議長は、審査会からの審査結果の報告に基づき、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

(1) この要綱を遵守するための文書警告

(2) 議会における役職の停止

(3) 議員の辞職勧告

(4) 前3号に掲げるもののほか必要と認める措置

② 前項の措置については、議会の承認を得るものとする。

③ 議長は、第1項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

④ 議会は、第3条の規定に違反がないと確認した場合には、審査の対象となった議員の名誉回復のために必要な措置を講じなければならない。

<A 市議会会議規則（抜粋）>

第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

第103条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、議決で議員の派遣を決定することができる。

② 閉会中又は緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

③ 前2項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(以上)

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

【行政法】

以下の6項目から4項目を選び、何番の問題を解答するか番号を明記した上で、それぞれ10～15行程度で論じなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点〈各項目均等配点〉)

- 1 根拠規範、規制規範、組織規範について
- 2 インカメラ審理の内容とその裁判における許容性について
- 3 意見公募手続の意義について
- 4 法規命令と行政規則それぞれの内容と両者の異同について
- 5 判例における「処分性」の拡大傾向について
- 6 行政事件訴訟法と国家賠償法における「公権力の行使」概念の異同について

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

【民法】

[事実] 2020年ころ、Xは、ゴルフ場の開設計画を立て、その用地として、自己所有の土地とA所有の土地「甲」及びB所有の土地「乙」を使おうと考えて、A・Bと交渉した。

AはXに対して、「甲を手放すつもりはないが、貸すのは構わない」と答えた。2020年4月1日、XA間で、AがXに対して甲をゴルフ場設備用地として賃貸する契約が成立し、期間は同日から20年間、月額賃料は100万円と合意された。XA間では賃借権の登記に関して特段の合意はなく、この賃借権は登記されなかった。

BはXに対して、「乙は売りたいと思っているからどうせなら買い取ってもらいたい」と答えたが、Xは、資金の都合から、乙を買い取るのではなく利用権を設定してもらうことにした。ただし、XはBが乙を誰かに売ってしまうかもしれないと不安に感じたため、Bと交渉し、乙に地上権を設定してもらうこととした。2020年5月1日、XB間で、Xが乙にゴルフ場設備を所有するための地上権を設定すること、その期間は同日から20年間、地代は月額100万円とすることが合意され、同日、Xの地上権の登記が具備された。

その後、Xは、自己所有の土地と甲・乙にゴルフ場設備を造成し、2021年からゴルフ場を営業している。なお、甲・乙の上に、建物を建設する計画はなく、現在も建物はない。

2025年4月1日、Aが死亡し、Cが単独でAを相続した。2025年10月1日、Yは、甲をCから代金1億円で買い受け、その登記を備えた。2025年10月10日、Yは、乙もBから代金1億円で買い受け、その登記を備えた。YC間及びYB間では、Xの利用権に関しては特に合意されなかった。Yは、これらの売買の当時、Xが甲・乙をゴルフ場として利用していることを知っており、Xから甲・乙の適正な利用料を得られればよいと思っていた。

2025年10月10日の時点で、甲・乙の土地の利用料の相場はそれぞれ150万円であった。そこで、Yは、同日、Yが甲・乙の所有者となったことをXに通知し、同時に、①Xが甲・乙を今後も利用したいならば、Yに相場通りそれぞれ月額150万円の利用料を支払うことを求め、②Xが①に応じないならば、甲・乙の設備を撤去して明け渡すことを求めた。Xは、甲・乙の利用は継続したいが、利用料の増額にはなるべく応じたくないと考えている。

[問題] 第1問 2020年4月1日の賃貸借契約成立直後の時点で、XはAに対して賃借権の登記を求める権利を有していたか。また、仮にXB間で地上権の登記に関して特段の合意がなかったとすると、2020年5月1日の地上権設定契約成立直後、登記前の時点で、XはBに対して地上権の登記を求める権利を有していたか。両者を比較しつつ説明せよ。(10点)

第2問 甲について、Yが2025年10月1日にXに通知した①の内容の法的意味を検討した上で、②の請求が認められるか否かを論ぜよ。(25点)

第3問 乙について、Yが2025年10月1日にXに通知した①の内容の法的意味を検討した上で、②の請求が認められるか否かを論ぜよ。(15点)

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

【民事訴訟法】

【問題】 以下の設例を読んで、設問に解答しなさい。

〔設例〕

Aは令和3年3月に死亡した。Aの相続人は、Aの子であるX1、X2およびBの3名であり、Bは令和5年に死亡している。

Aは平成20年以降、F市内の土地上の戸建て住宅（以下、「本件不動産」という）に住居していたが、不動産登記簿上は、平成20年に、本件不動産の前主CからBが、売買を原因として単独の所有権移転登記を経由しており、また、令和5年に、Bの死亡によって、Yが相続により本件不動産につき単独の所有権移転登記を経ている。

令和7年、XらはYを被告として、本件不動産につき、共有持分権に基づく持分移転登記手続請求の訴えを提起した（以下、「本件訴訟」という）。Xらは訴状において、「①本件不動産は、もとCの所有であった。②本件不動産は、平成20年にAがCから買い受けた。③ただし、税金対策のため、不動産登記簿上の所有権者をBとした。④Aは令和3年に死亡した。Aの相続人は、X1、X2およびBの3名である。⑤しかるに現在、本件不動産につき、Y名義の単独の所有権登記が存在する。⑥よって、XらはYに対して、各共有持分権を有する旨の相続による共有登記手続をせよ、との判決を求め。」と主張した。

これに対して、Yは、本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、「⑦本件不動産が、もとCの所有であったことは認める。⑧本件不動産は、平成20年にBがCから買い受けたものである。⑨令和5年にBは死亡し、Yが本件不動産を単独相続した」と反論した。

〔設問1〕

設例中、主張された事実⑦⑧⑨は、民事訴訟手続の主張過程においてどのような意義を有するか。以下の用語をすべて用いて説明しなさい。

〔主要事実、間接事実、自白、否認〕

(30点)

〔設問2〕

(設例の続き) 本件訴訟の第一審裁判所は、証拠調べの結果、「Aは、平成20年以降、B夫妻が本件不動産に同居してAの介護等を行ったことを感謝し、少なくとも令和3年3月までに、Bが本件不動産の死因贈与を受けた」（以下、「本件認定事実」という）と認定の上、Xらの請求を棄却した。しかし、本件認定事実は第一審において、XもYも主張していなかった。そこでXらは控訴を提起し、第一審判決が本件認定事実を認定したことは違法であると主張した。

Xらの主張の当否について、理由を付して論じなさい。

(20点)

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

【商法】

【問題1】

株式会社が募集株式の発行を行うために募集事項を定める場合、どの機関の決議又は決定によらなければならないか、場合分けをして答えなさい。解答にあたっては、根拠となる条文を示し、その立法趣旨も説明しなさい。(25点)

【問題2】

次の【設例】を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【設例】

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、会社法上の公開会社であるが、その発行する株式を金融商品取引所に上場していない。甲社は、種類株式発行会社ではなく、発行済株式総数は100株（議決権の総数は100個）である。甲社は、株券発行会社である。甲社は、自己株式を保有していない。

Aは、甲社株式を3株（以下「本件株式」という。）保有し、その氏名及び住所が甲社の株主名簿に記載されていた。その後、Aは死亡し、その法定相続人であるB、C及びDがAの遺産を共同相続したが、いまだ遺産分割は成立しておらず、本件株式は3名により準共有されている。B、C及びDの準共有持分は、それぞれ3分の1ずつである。本件株式に係る株券は、Bが占有している。本件株式の株主名簿上の名義人の記載は、Aのままである。

Bは、「相続税支払のための売却に備えて本件株式の時価を適正に算定するため、甲社の会計帳簿を必要な範囲で閲覧謄写する必要がある」という理由に基づき、甲社に対して会計帳簿の必要部分の閲覧謄写請求（以下「本件請求」という。）をしたいと考えている。

〔設問1〕

Bが本件請求をするために必要な手続について答えなさい。(10点)

〔設問2〕

Bが〔設問1〕の手続を適法に経たうえで本件請求をした場合、本件請求は認められるべきかどうかについて、関連する判例を踏まえて論じなさい。(15点)

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

【刑法】

以下の設問に全て解答せよ。

I 次の事例において、B及びEの行為は刑法上どのように評価されるか。(30点)

最新型のノートパソコン(25万円相当)を買った大学生のAは、ことある毎に同級生のBらにこのパソコンの自慢をしていた。何度も自慢話を聞かされて嫌気がさしたBは、Aからこのパソコンを奪おうと企んだ。

Bは、Aがアルバイトで不在にしているのを確認した上で、Aが間借りしている下宿先に向かい、家主Cに向かって、「私は、A君の友人のDといます。A君からパソコンを借りる約束をしたのですが、A君の部屋からもってきてもらえませんか」と架空人Dになりすまし、嘘をついた。その際、Bは、あらかじめ手書きで作成した、「Dが来たら、僕の部屋にあるノートパソコンを渡してください。A」というメモをCに渡して、Cにあたかもそのような約束があるかのように信じ込ませた。メモを見たCは、全く疑うこともなく、Aの部屋からA所有のノートパソコンをもってきて、これをBに渡した。

1か月後、Aのパソコンを自分の手元に置いていると足がつくかもしれないと思い始めたBは、同級生のEに対して、「買ったばかりだけど、ちょっと思っていたのと違ったので、10万円で譲ってやるよ」と申し向けた。Eは、①Bの提示した価格があまりにも安すぎることを、②Aがパソコンをだまし取られたと騒いでいたこと、③Bの売ろうとしているパソコンはAが奪われたと言っていたパソコンと同型であること、④BがAの自慢話に辟易としていたこと等に鑑み、BがAから盗んだパソコンを自分に売ろうとしているのではないかと考えたが、この価格で高性能のパソコンを手に入れられるのであれば、それでも構わないと思い直し、その場でBに現金10万円を渡し、このパソコンを受領した。

II 自殺者は不処罰にもかかわらず、刑法202条により、自殺関与者は処罰される。この点を整合的に理解するにはどうすればよいか。自殺の法的性質を論じた上で、自殺関与罪の可罰性を説明せよ。(20点)

令和8年度九州大学法科大学院入学試験問題

【刑事訴訟法】

次の、長野地方裁判所松本支部令和5年9月21日決定(判例集未掲載)の【事実の概要】及び【決定の要旨】を読み、各問に答えなさい。なお【事実の概要】及び【決定の要旨】は、設問の都合上、省略や加工しているところがある。解答は解答用紙に設問番号を記載して行うこと。

【事実の概要】

令和4年3月末から同年4月上旬にかけて長野県松本市内において、複数の被害者B、C、Dに対し、キャッシュカードのすり替え盗と同カードを使用した現金の払出盗の各窃盗、窃盗未遂(以下「本件」という)が発生した。

長野県松本警察署(以下「松本署」という)の警察官は、同年4月27日、Bに対するすり替え盗の事実により、Aに対する逮捕状の発付を受け、同月29日にAを逮捕した。その後、Aは、同事実により勾留、起訴され、その後もその余の上記各事実により、順次逮捕、勾留、起訴されており、後記各搜索差押え当時は松本署に被疑者勾留中(又は^㉔被疑者勾留兼被告人勾留中)であった。

松本署の警察官は、同年5月6日、Bに対するすり替え盗及び払出盗の事実により、松本市内のA方を搜索場所とする搜索差押許可状2通の発付を受け、同月9日にこれらを執行し、証拠品を押収した(甲第10号証及び第11号証はその搜索差押調書謄本であり、甲第34号証及び第35号証はその押収した衣服と防犯カメラ映像に映る人物の着衣との同一性に関する鑑定嘱託書謄本および鑑定書である)。同警察官は、その執行に際し、松本市役所の職員を立ち合わせ、同人に対して令状を呈示したが、Aは立ち合わせず、Aに対する令状の呈示もしなかった。なお、^㉕同警察官は、この搜索の際、A方のごみ袋の中からC名義のキャッシュカードを発見したが押収しなかった。

同月11日、Aの取調べを行った松本署の警察官は、Aに対し、同月9日にA方の搜索を実施したので、押収品目録を留置場に差し入れて交付する旨を伝えた。これに対し、Aは、搜索差押えは事前にAに告げる必要はないのか、Aには令状を確認する機会を与えられないのか、搜索にAを立ち合わせられなかった理由は何なのかなどと問い質した。松本署の警察官は、搜索差押えを事前にAに告げる必要はなく、公務所の職員が立ち会っているので問題はない、搜索差押えに事件の被疑者を立ち合わせなければならないという法令上の規定はなく、捜査機関の判断により被疑者を立ち合わせることもできるが、立ち合わせる義務はない旨回答した。

松本署の警察官は、同月23日、Cに対する払出盗及びDに対するすり替え盗未遂の事実

により、A方を捜索場所とする捜索差押許可状2通の発付を受け、これらを執行し、証拠品を押収した(甲第25号証および第26号証はその捜索差押調書謄本であり、甲第47号証及び第48号証はその押収した衣服と防犯カメラ映像に映る人物の着衣との同一性に関する鑑定嘱託書謄本及び鑑定書である)。同警察官は、その執行に際しても、前記市役所職員を立ち合わせ、同人に対して令状を呈示したが、Aは立ち合わせず、Aに対する令状の呈示もしなかった。

Aに対する窃盗、窃盗未遂被告事件について、弁護人は、これらの押収手続には重大な違法があり、押収手続の結果得られた各検察官請求証拠は証拠能力を欠き、これらを取り調べることは許されない旨主張した。

【決定の要旨】

主文

- 1 検察官請求の証拠番号甲第10号証、同第11号証、同第34号証、同第35号証を採用する。
- 2 検察官請求の証拠番号甲第25号証、同第26号証、同第47号証、同第48号証《……省略①……》。

理由

1 Aに対して令状を呈示しなかったことについて

(1) (㉞) は、何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、逮捕に伴う場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、かつ捜索する場所及び押収する物を明示する裁判官が発した令状がなければ侵されない旨を定めている。これを受けて、(㉟) は、司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官が発する令状により、捜索、差押えをすることができる旨を定めている。

一方、(㊱) が準用する(㊲) は、差押状又は捜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない旨を定めている。

(2) [捜索差押えの] 当時Aは松本署に勾留中であつたのであるから、松本市内に所在するA方の捜索に際して事前に令状を呈示することには何の支障もなかったというべきであり、かかる場合にまで令状の呈示を不要と解することは、(㉞)、(㊲) の趣旨に反し、不当である。

したがって、本件各捜索差押えは、事前に捜索差押許可状をAに呈示していない点において、(㉞)、(㊲) に違反した違法がある。

2 Aを立ち合わせなかったことについて

(1) (㊦) が準用する (㊧) は、人の住居内で差押状又は搜索状の執行をするときは、住居主又はこれに代わるべき者を立ち合わせなければならない旨を定めている。

(2) 松本署の警察官は、A方を搜索場所とする本件各搜索差押えに際し、Aが松本署に勾留中であることを認識しながら、住居主であるA又はこれに代わるべき者を立ち合わせなかった。

人の住居等における差押状又は搜索状の執行が、必然的に住居等の不可侵という重要な法益を侵害することに鑑み、原則として住居主又はこれに代わるべき者の立会を必要とした (㊧) の趣旨等にも鑑みると、単に住居主である被疑者が勾留中であり、搜索差押手続に立ち合わせるには現場への護送が必要であるということのみをもって、

(㊧) のいう「立ち合わせることができないとき」に当たると解することは相当ではない。本件において、Aを立ち合わせることができなかった事情があるとは認められない。

したがって、本件各搜索差押えは、住居主であるA又はこれに代わるべき者を立ち合わせることができない事情がないのに、これらの者を立ち合わせなかった点において、

(㊦)、(㊧) に違反した違法がある。

3 違法の重大性及び排除相当性について

(1) 主文1について

本件各搜索差押えは、住居等の不可侵という重要な法益に対する侵害を伴うものであるから、Aに対しては、法の定めるとおり、事前の令状の呈示により、その裁判の内容を了知させ、不服申立ての機会を与えるとともに、令状執行に立ち合わせて、その執行手続の公正さを自ら監視する機会を与えるべきであった。もっとも、本件各搜索差押えは、裁判官による事前の司法審査を経て発付された令状の範囲内で執行されたものであるし、市役所職員に令状を呈示し、同人の立会の下に執行されたものであり、これらの手続により、憲法及び法の所期する令状主義の趣旨が一定程度満たされている。これらの点も考慮すると、本件各搜索差押えの客観的な違法性のみを見れば、その違法の程度は、直ちに令状主義の精神を没却するような重大なものではないと見る余地もある。搜索に関与した主任の警察官らの認識は、令状の呈示が必要なことを知らなかったというのではなく、立会人に呈示すれば足りると思っていたと認めるのが相当というべきである。したがって、松本署の1度目の搜索差押えについて、同署の警察官に、令状主義の諸規定を潜脱する意図があったとは認められず、前述の客観的な違法の程度と併せ見ても、その搜索差押手続には、令状主義の精神を没却するような重大な違法があるとまではいえない。

(2) 主文2について

松本署の2度目の搜索差押えについては、1度目の搜索差押えとは同列に論じられない

事情がある。すなわち、前記認定事実によれば、Aは、1度目の捜索差押えの2日後の取調べにおいて、その執行方法に対して的確な疑問を呈しているのであり、これにより、松本署の警察官には、令状の事前呈示の要否や、Aを立ち合わせることの要否について、改めて検討する機会が与えられている。《……省略②……》したがって、松本署の2度目の捜索差押えについては、その主観的な違法の程度と客観的な違法の程度とを併せ見ると《……省略③……》これにより得られた証拠の証拠能力《……省略④……》。

問1 【事実の概要】の下線部㉔によれば、Aに対し、複数の勾留が同時に行われていることが確認できる。同一の者に対し複数の犯罪事実についての嫌疑がある場合、同時に複数の逮捕・勾留を行うことができるのはなぜか、答えなさい。(10点)

問2 【事実の概要】の下線部㉕で警察官がC名義のキャッシュカードを押収しなかった理由について、【事実の概要】に照らして答えなさい。(5点)

問3 【決定の要旨】の㉖㉗㉘㉙㉚の各空欄に該当する条文について答えなさい。解答は、「㉖刑法321条1項2号但書」のように、㉖㉗㉘㉙㉚それぞれを指定したうえで、該当条文に項・号がある場合や本文・但書が分かれている場合には特定して記載すること。(全問正解で15点。部分正解の場合、1つの正解につき2点)

問4 【決定の要旨】の①②③④の各省略部分に該当すると考えられる内容について、【事実の概要】と【決定の要旨】に照らして答えなさい。解答は、「①該当内容」のように、①②③④それぞれを指定したうえで、該当内容を記載すること。(20点)